

件 名	障がいのある職員の正規職員としての採用について
受付日	令和7年2月7日
ご意見・ご提案 の概要	県で働く障がいのある職員は、会計年度任用職員が多いのはなぜか。正規職員を増やす努力を行い、県から手本を示してほしい。 また、会計年度任用職員を正規職員として採用することも考えてほしい。
県の考え方	本県で働く障がいのある職員のうち、6割弱の方が会計年度任用職員として働いております。地方公務員である県職員の採用は、「地方公務員法」などの法令に基づき、競争試験又は選考（以下「試験等」といいます。）により行うこととされており、障がいの有無を問わず、会計年度任用職員として採用している職員について、正規職員としての採用に係る試験等を経ることなく、正規職員として登用することはできません。 このため、「正規職員」として任用を希望される方については、障がいの有無を問わず、所定の試験等に合格のうえ、「正規職員」としてご活躍いただくこととなります。 なお、本県知事部局では「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、「障がい者活躍推進計画」を策定し、今後も正規職員を計画的に採用していくこととしております。
担当課	総務部人事課 人事委員会事務局職員課